



経営者保証をめぐる最近の動き

— 10月1日に「中小企業成長促進法」が施行 —

井上 有弘

ポイント

- 本稿では、経営者保証を巡る最近の動きを確認する。背景には、事業承継に際して親族や従業員以外の第三者承継が増えているものの、経営者保証がその阻害要因になっていることがある。
- 2020年4月から「事業承継特別保証」の運用が始まっているほか、同年10月には「中小企業成長促進法」が施行され、「経営承継借換関連保証」が新たに設けられた。
- 13年12月に策定された「経営者保証に関するガイドライン」について、事業承継時に焦点を当てた「特則」が19年12月に策定され、20年4月から運用されている
- 今後、中小企業経営者の多くが引退年齢を迎えるなかで信用金庫が取引先を維持していくためにも、新しい信用保証制度も活用して事業承継支援を行っていくことが一層重要となろう。

1. 事業承継と経営者保証

本稿では、経営者保証に関する法制面および金融実務における対応について、最近の動きを確認する。背景には、中小企業経営者の高齢化が進むなか、事業承継に際して親族や従業員承継以外の第三者承継の割合が高まっているものの、経営者保証がその阻害要因になっているとの認識がある。

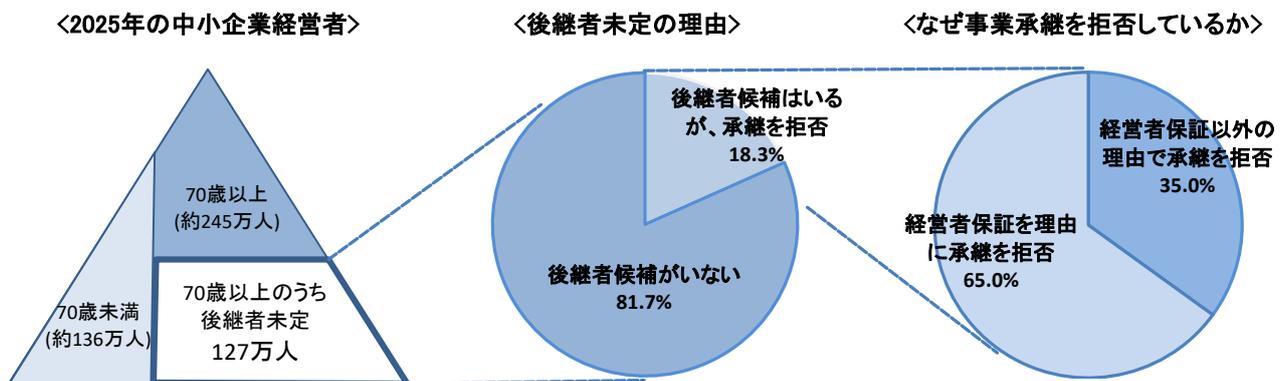
中小企業庁によると、後継者が決まっていない経営者の多くが、「経営者保証」を理由に後継者に承継を拒まれている(図表1)。2025年に70歳以上となる経営者(約245万人)の約半分(約127万人)が後継者未定となっている。後継者未定の理由としては、後継者候補がいない

(81.7%)が多いが、後継者候補はいるが承継を拒否(18.3%)も約2割を占めている。このうち経営者保証を理由に拒否が65%を占めており、事業承継において経営者保証が課題となっていることを示している。

2. 10月1日「中小企業成長促進法」施行

事業承継時の経営者保証については、20年4月から、信用保証制度の一般枠による「事業承継特別保証」(図表2)が始まっている。これは、財務状況などの要件を満たした場合に、経営者保証付きプロパー融資の借換資金などを対象に、事業承継時に経営者保証を不要とする保証制度である。

(図表1) 事業承継と経営者保証



(備考) 中小企業庁資料より、信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(図表2) 事業承継に関する保証制度の概略

	事業承継特別保証	経営承継借換関連保証
開始時期	2020年4月1日	2020年10月1日
根拠法	中小企業信用保険法	経営承継円滑化法
認定要否	不要	経済産業大臣の認定が必要
対象者	(i) 3年以内に事業承継を予定する法人 (ii) 事業承継日から3年を経過していない法人	・3年以内に事業承継を予定する法人
資格要件(①～④のすべての要件をみたすこと)	①資産超過であること ③EBITDA有利子負債倍率10倍以内	②返済緩和中ではないこと ④法人と経営者の分離がなされていること
対象資金	(i)の場合:事業承継時までに必要な事業資金 ・事業承継前の真水資金 ・事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金 (ii)の場合: ・事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金	事業承継時までに必要な事業資金 ・事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金
プロパー融資の借換	可(既に無保証人の融資は除く)	
保証限度額	【一般枠】2億8,000万円(うち無担保8,000万円)	【特別枠】2億8,000万円(うち無担保8,000万円)
保証人	徴求しない	
保証期間	10年以内	
責任共有制度	対象(8割保証)	

(備考) 中小企業庁資料より、信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

さらに、20年10月1日には、「中小企業成長促進法」¹が施行された。同法は、中小企業の廃業を防ぐとともに、中小企業が積極的に事業展開を行い成長できる環境を整備するため、みなし中小企業者特例、経営革新計画など計画制度の整理、海外展開支援の強化などの措置を講じることを内容としている。なかでも、「経営者保証解除スキーム」では、経済産業大臣の認定を受けた企業が事業承継する際に、信用保証制度の一般枠ではカバーできない借換資金融資に対して、特別枠で経営者保証を不要とする「経営承継借換関連保証」が新設された。

3. 「経営者保証に関するガイドライン」等

信用金庫などの融資実務においては、事業承継時の経営者保証の取扱いが明確化されている。13年12月に策定された「経営者保証に関するガイドライン」について、事業承継時に焦点を当てた「特則」が19年12月に策定され、20年4月から運用されている(図表3)。

この特則では、事業承継に際して新旧経営者からの二重徴求を原則禁止することをはじめ、事業承継時の取扱いが明確化されている。

この他、「事業引継ぎガイドライン」(15年3月)を全面改訂した「中小M&Aガイドライン」が20年3月に公表されるなど、第三者承継に関する指針の整備も行われている。

さらに銀行については、19年度下期分から、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合や、事業承継時の保証徴求対応に係る件数・割合の公表が始まっている。

(図表3) 「経営者保証に関するガイドライン」等

「経営者保証に関するガイドライン」の概要

- ・法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと
- ・多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること
- ・保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること

「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則」のポイント

- ・前経営者、後継者の双方からの二重徴求の原則禁止
- ・後継者との保証契約は、事業承継の阻害要因となり得ることを考慮し、柔軟に判断
- ・前経営者との保証契約の適切な見直し
- ・金融機関における内部規定等の整備や職員への周知徹底による債務者への具体的な説明の必要性
- ・事業承継を控える事業者におけるガイドライン要件の充足に向けた主体的な取組みの必要性

(備考) 「経営者保証に関するガイドライン研究会」資料より、信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

4. コロナ禍における対応

いまだ感染収束は見通せないものの、多くの信用金庫では、制度融資の活用などによって取引先の資金繰り支援は一巡したといえる。

今後、中小企業経営者の多くが引退年齢を迎えるなかで取引先を維持していくためにも、新しい信用保証制度も活用して事業承継支援を行っていくことが一層重要となろう。

以上

¹ 正式名称は、「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」であり、経営承継円滑化法、経営強化法など関連法の改正・廃止を束ねた法律